

改正

平成17年6月27日条例第40号

平成19年3月23日条例第2号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市鬼ヶ島おにの館条例

(設置)

第1条 鬼に関する資料の展示等を行い、本市の文化的観光の発展に資するため、高松市鬼ヶ島おにの館（以下「おにの館」という。）を高松市女木町15番地22に設置する。

(事業)

第2条 おにの館は、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 鬼に関する資料の収集、保管及び展示を行うこと。
- (2) 鬼に関する情報を提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、おにの館の設置目的を達成するために必要な事業

(入館料等)

第3条 おにの館への入館及び展示資料の観覧については、これを無料とする。

(目的外使用)

第4条 おにの館を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、1年以内の期間に限り、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により使用を許可することができる。
- 3 市長は、おにの館の管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は使用許可後において使用許可を取り消し、若しくは変更することができる。
- 4 第2項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和39年高松市条例第20号）別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、おにの館への入館を拒み、若しくはおにの館からの退館を命ずること、又は前条第2項の規定による許可をしないことができる。

- (1) おにの館内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 資料又は施設・設備等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、おにの館の管理上支障があると認められる者
(損害賠償)

第6条 おにの館の入館者及び使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料又は施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 おにの館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

- (1) おにの館の平等な利用が確保されること。
- (2) おにの館の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、おにの館の効用を十分に発揮するとともにおにの館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (4) その他おにの館の設置の目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定することが適当であると市長が認める特別の理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共的団体」とすることができる。

5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条に規定する事業に関する業務
- (2) 入館の拒否及び退館の命令に関する業務
- (3) おにの館の維持管理その他の規則で定める業務

6 第1項の規定によりおにの館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条の適用については、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「命ずること、又は前条第2項」とあるのは「命ずることができ、また、市長は、当該者に対しては、前条第2項」とする。

7 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、おにの館

の管理を行わなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 おにの館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成17年6月27日条例第40号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行前においても、改正後の第7条第2項から第4項までの規定の例により、同条第1項に規定する指定管理者の指定をすることができる。

附 則 (平成19年3月23日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。